# 「シェルター運営の手引き(仮称)」の作成等に係る第3回編集委員会 議事概要

1. 日時: 平成31年2月18日(水)14:00~16:30

2. 場所: 一般財団法人自然環境研究センター 7 F 会議室

3. 出席者

# ■編集委員(五十音順)

日本獣医生命科学大学 博士研究員 田中 亜紀

新潟県 福祉保健部生活衛生課副参事 遠山 潤

一般財団法人 ペット災害対策推進協会事務局長 沼田 一三 【座長】

公益社団法人 東京都獣医師会事務局長

/特定非営利活動法人 アナイス理事長 平井 潤子

公益社団法人 日本動物福祉協会顧問 山口 千津子

# ■環境省

自然環境局 総務課 動物愛護管理室 室長 長田 啓

室長補佐 田口 本光

指導調整専門官 川越 匡洋

# ■事務局

一般財団法人 自然環境研究センター 青木 正成

同上 桐原 崇

同上 林 優季

# 4. 議事概要

- (1) 記載内容について
  - 1)全体構成

- 2) 内容の検討
- (2) 目次について
- (3) タイトルについて
- (4) その他

# (1)記載内容について

<資料>

資料1 全体構成案

参考資料3 自治体からの意見

■ 事務局より資料1に基づき「シェルター運営の手引き(仮称)」の全体構成案について 説明した。

【災害時の放浪動物の保護・収容に係る狂犬病予防法及び動物愛護管理法の適用範囲について】

- ▶ 放浪動物を保護すること自体を法に基づかずに行政が行うことはおそらくないだろう。新潟県中越地震では、狂犬病予防法の適用、不適用について話題にもならなかったし、団体が勝手に捕まえてという事例はなかった。ただ、東日本大震災のような大混乱を思い出すと記載は必要かもしれない。(編集委員)
- ▶ あくまでも事例としてこういうことがありましたという書き方をしてはどうか。一つの災害でそれが適用されたからといって、全ての災害に共通の対応はないと思う。 (編集委員)
- ▶ 熊本で一番問題になったのは、被害がほとんどなかった地域も全て被災地としてしまい、通常業務がまったくできなくなったこと。被災地の定義をすることがやはり重要。被災地の中は、被災動物として対応して、被災地ではない所は通常業務という分け方のほうが分かりやすいと思う。(編集委員)
- ≫ 災害の規模によっても違うため、あまり細かいことを言うと大変なので、法律についてはあまり書かないほうがいいのではないか。(座長)
- ▶ 制度とバッググラウンドを整理する必要性はあまり現場にはなく、おそらく保護・収容は保護・収容なので、何々法に基づくといった記載は要らないのではないか。(編集委員)
- ▶ 『人とペットの災害対策ガイドライン』の、P.83、P.84に、放浪ペットへの対応の記載があり、フロー図と簡単な説明が付いている。ここでは、直接法律の名前などは書いていないがここで読み込めないか。(環境省)
- ▶ 放浪動物にはまず定義が必要である。放浪動物の定義は、「飼い主の手元から離れたペット」であるという前提。もともと野良犬ではなく、飼い主から逃げた動物だとし

ても、それにちゃんと対応しないと、事故になってしまうこともある。動物の保護には、そういったいろいろな目的がある。飼い主の支援のための一時預かりもあれば、放浪している動物が地域で事故などを起こさないようにという預かりも自治体の役割。放浪動物の保護・収容を入れるのであれば、細かく予防法等について記載をしなくてもいいのではないか。(編集委員)

- ▶ 最初の案の一時預かりというのが、放浪動物も含めて全て一時預かりとなっていたが、今回の整理としては、あくまでも飼い主さんからお願いされて預かる動物を「一時預かり」、放浪して飼い主が分からないものについては、「保護・収容」という考え方で、私の場合は分けた。(座長)
- ▶ できあがった手引きを読んだとき、被災経験がない自治体の職員の方が一番理解できるように記載しないといけない。(編集委員)
- ▶ まず、そこを整理する必要がある。最初は、放浪動物も全部、本部が預かって一時預かりだという前提で書かれていた。その前提に戻すのか、放浪動物の保護・収容とペットの一時預かりはまったく別個のものという考え方にするのか。(座長)
- ▶ ガイドラインの記載と合わせる必要がある。(編集委員)
- ▶ ガイドラインの P.31 では、放浪動物の保護・収容というのと、飼い主からの依頼に基づく一時預かりというふうに書いてあり、一時預かりという言葉は飼い主のほうについて、放浪動物は保護・収容になるのではないか。(環境省)
- ▶ 言葉の定義を全部していかないと、読んだ人なりの解釈をしてしまう。この冊子では、前提条件があるので、「本書では」として、「放浪動物に関しては保護・収容といいます」と入れておけばいいのではないか。(編集委員)
- ▶ 被災地域と限定された所で放浪動物を保護した場合は被災対応。被災地域じゃない所で放浪動物を保護したときは通常業務。要は、保護した場所が違うというだけで、保健所はどっちでも保護・収容は行う。(編集委員)
- ▶ ガイドラインのフロー図のとおり、放浪動物に関しては「保護・収容」。飼い主からの預かりについては「一時預かり」というふうに区分をする。放浪動物の保護・収容に関しては、それぞれの事例によって違うため、あまり法律のことを書かずに、被災地域・被災地域外とに分けて、被災地域に関しては、被災動物として扱う。被災地域外は通常業務として、被災動物としては扱わない。(座長)

#### 【「放浪動物」の表現について】

- ▶ 「放浪動物」という表現はやめて、「放浪ペット」に代えてはどうか。(編集委員)
- ▶ 前提は被災ペットの対応で、被災ペットの中に放浪した被災ペットと、一時預かりの 被災ペットがいる。ここでの放浪は、あくまでも通常の放浪ではなく、個々の被災ペットを指している。(座長)
- ▶ 「放浪ペット」が分かりやすいと思う。(編集委員)

- ▶ ガイドラインの P.83 にも放浪ペットと書いてある。(編集委員)
- ▶ 「放浪ペット」に合わせることとする。(座長)

# 【飼い主からの依頼による被災ペットの一時預かりについて】

- ▶ 「一時預かりの前に行うこと」の記載の中で、避難所ではペットが飼えない前提で話が始まっているのが気になる。今は避難所でペットを飼えるようにしている自治体も結構あると思う。ここでは、問い合せしてきた飼い主に対して、同行避難した避難所でペットが飼育可なのか・不可なのかを聞くところが一つもなく、本部が避難所に対して何かのサポートをしない限りは避難所では飼えないというふうに読めてしまう。(編集委員)
- ▶ ここでは、同行避難で避難所に行ってからの問い合わせという設定であった。(事務局)
- ▶ 以前は、イエス・ノーのチェック形式にしていたが、いろいろな自治体からの指摘で、イエス・ノーで進めると、全部がノーになってしまい、救護施設を設置する方に誘導することになってしまうというご意見をいただいたため、チェック式をやめた。ここで、前提条件を「避難所に入れなかった」と書くと、入れないのが前提になるし、「入れた」と書くと、全部を入れるべきということになるのではと心配し、曖昧な書き方をした。補足説明がいるが、ここは、問い合わせがあった人に対して、このようにアイデアや情報を提供することで、自治体や救護本部が預かる動物数が減っていくということが言いたかった部分。表形式で示しただけでは、発災時に自治体は被災者にこれを聞いて回らねばならないのか、というようにも思われてしまったため、問い合わせが来たらアドバイスするという形にアレンジした。それでも、やはり分かりにくいのであれば、書き方を変える必要がある。(編集委員)
- ▶ 西日本豪雨のように、自宅で飼うことができたが、昼間は避難所に来て一緒に大と暮らし、夜は自宅に連れてかえるというような場合もあった。適用できないものもいろいろある。自力での対応を提案すると、かえって相手の感情を逆なですることになる場合もある。個人的には、相手がどんな状況でも、預かってくれと言われたら預かるのがいいと思っている。できるだけここは簡潔にしたほうがいい。(座長)
- ➤ ご意見いただいたように、まず被災所でペットが飼える場合が一定の割合である。また一方で、避難所の設置(運営)者に対して避難所敷地内でのペット飼養を提案するといったことは、被災者から相談があろうがなかろうが、自治体がまずやることが望ましい。ガイドラインと被る部分も出てくるが、一般的な話を少し書いた上で、被災者からの相談へのアドバイスというのを紹介されるような流れになればいいのではないか。(環境省)
- ➤ ガイドラインの P.48、P.49 にいろいろな避難形態については記載されている。これを することで、全部が全部、預からなくてもいいというのが言えればいい。(編集委

員)

- ▶ この手引書は、救護施設に入ってきた動物をどう扱っていくかということなので、前段の部分を、本来はあまり細かく言わずにガイドラインに委ねてしまったほうがいい。(座長)
- ▶ 一次預かりは必ずあり、ゼロにはならない。どんな災害でも過去にあった例では全て預かっているので、多い・少ないはあるにせよ必ずある。だが、新設しなければいけないほど数が多いかどうかというところが問題。そこの前さばきの話をどう考えるかというところだと思う。前さばきのことは、ガイドラインの P.48 にいろいろあると書いてある。施設に預けるのは一つの形態。被災者には、ガイドラインの P.48 の記載内容を提案するということを書いてもいいと思う。この形態を提案した上で、それでも収容施設が足りない場合は、新しい施設の検討なり、現存する施設の拡張なり、いろいろなことを検討していくという流れなのだと思う。(編集委員)
- ▶ そこを生かして、ここで詳しく書けるといい。1. で放浪ペットの保護収容、一時預かりについて簡単にまとめを記載し、飼い主からの一時預かりについてはガイドラインの P.48 を参考に、できるだけ少なくするような努力が必要、ということを書けるといい。(座長)

# 【事例について】

- ▶ 2. (2)の主な事例で、東日本大震災のときに東京都に避難してこられた県外避難者については、日本動物福祉協会を窓口として連携し、東京都獣医師会の会員病院で同行ペットを預かっていた。動物病院(既存施設)での預かり事例として記載してはどうか。(編集委員)
- ▶ それを入れるのであれば三宅の事例は要らないのではないか。(編集委員)
- ▶ 事例のうち、三宅島噴火災害は削除して、表の下の文章もそれに合わせて修正する。 (座長)

## 【施設運営資金について】

- ▶ ランニングコストに関して、新設だろうが既存施設だろが、運営資金は要るというご 指摘があったと思うが、既存施設の活用と新設の場合では、その規模が全く違う。2.(2)と4.のところの書き方が分かりにくくならないようにする必要がある。 (編集委員)
- ▶ 既存施設を応用する場合でも、ランニングコストは必要となるのは当たり前だが、新設すれば最低でも数千万はかかることを具体的に記載してはどうか。具体的な額を記載するとインパクトがある。(編集委員)
- ▶ 数千万かかると言うと漠然としているのではないか。(編集委員)
- ▶ 個々の災害時にかかった具体的な費用については後の事例集に載るので、そちらで読

めればいいのではないか。(環境省)

▶ 本文中には数百万から数千万の費用がかかることを記載し、細かい事例のほうで具体的な金額が出ていればいい。(編集委員)

# 【2.(3)建物のタイプについて】

- プレハブやユニットハウスを同じ区分で記載しているが、プレハブは造るものだし、 ユニットハウスは置く物なので、実際は全然違う物。どちらも嵐には強いなどの利点 は共通だが、基礎工事の要・不要や設置にかかる手間は同じとは限らない。ユニット ハウスの場合は、3ヵ月を越えるような場合には、コンクリートブロックを埋めて、 ボルトで止める必要があるが、3ヵ月以内だとブロックを置いてその上に置くだけで いい。(編集委員)
- ▶ 小型ユニットハウスについては※印で注釈をつけることとする。(環境省)

# 【自治体からの意見等について】

<資料>

参考資料3 自治体からの意見

- 事務局より参考資料3に基づき自治体からの修正意見等について説明した。
- ▶ 熊本市から熊本地震を踏まえて意見が出ている。熊本地震のときには、発災前から市の動物愛護センターに70頭近くの犬が収容されていた。そこを被災動物の収容施設として活用するにあたって、その70頭を各自治体へ手分けをして譲渡していったということがあった。発災したときに備えて、すでに施設に収容されている通常動物をどこかに持っていけるような施設が必要ではないか、というような意見があるがどうか。(座長)
- ▶ 阪神も兵庫県もそうだったと思うが、愛護センターを新設するときに駐車場を使って、仮設の保護施設ができるようにとか、軒を深くしてそこに係留できるようにという被災動物を一時保護する際に使える機能を持たせている施設が出始めている。しかし、今いる動物を移す場所を用意するというのは新しい発想である。(編集委員)
- ▶ もともと、通常動物をどうするかではなく、通常動物が満杯であった場合には、その施設内にケージを置くなり、あるいは施設内に新たな施設を造るなり、新たな収容施設を造るという選択肢があることをこの手引きでは示している。熊本市の意見は掲載しないこととする。(座長)

# 【2.(2) 既存施設の活用の後半部分の記載について】

➤ これはもともと、これまでの編集委員会の議論を受けて、自治体の施設を使う場合の 注意として、こういう問題をクリアしておかないと自治体の施設は使えないという前 提で書いたもの。今の構成でこれがここに出てくるのもちょっと異質かと思う。(座 長)

- ▶ この手引きに記載しなくてもいいように思う。(編集委員)
- ▶ これは他の記載と重複する部分があるため、4.以降の問題点のところにピックアップして入れたらいいと思う。(座長)

#### 【シェルターメディスンについて】

## <資料>

参考資料4 シェルターメディスン参考(田中委員執筆原文)※関係者限り

- ▶ シェルターメディスンについて、これまでに「シェルター」という言葉を使うかどうかという議論があり、「シェルター」という表現は使わないということとなった。ガイドラインでは、「動物救護施設」という言葉を使っており、ここは、「動物救護施設(シェルターメディスン)」というような表現としてはどうかという意見もあるがいかがか。(座長)
- ▶ 「シェルターメディスン」は、動物救護施設の管理ということではなく、あくまでも動物救護施設等にいる動物に対する獣医療の分野。「シェルターメディスン」の日本語訳はなく、大学でもこれから重要な分野として普及、発展していくことになると思っている。シェルターメディスンという言葉も無理に日本語に訳す必要は無いのではないか。動物救護施設、あるいは、「救護施設の動物管理(シェルターメディスン)」という表現であればいいかと思う。(編集委員)
- ▶ 一つの単語としても普及し始めているので、「シェルターメディスンに基づいた飼養 管理」というほうが分かるのではないか。(編集委員)
- ▶ シェルターメディスンというのは、集団管理に特化した獣医療ということと、もう1 つは、シェルターで実際に動物の治療や管理に関わる獣医師の先生方が、通常の自分 たちがやっている治療をそれぞれやりたがる傾向にある中で、シェルターでも一貫し た治療ができるようにというのがある。今回、参考資料4としてお出ししている内容 については修正して掲載したいと考えている。(編集委員)
- ➤ これをこの手引書の参考資料として載せる際には、必要床面積などの数値を具体的に 記載する必要があるのかは再検討いただきたい。(座長)
- ▶ 数値は通常時の動物救護施設で考えた場合の数値であるため、この冊子では記載しなくてもよい。(編集委員)
- ▶ (4)動物救護施設の飼養管理という項目では、健康管理やシェルターメディスンについての概要を短い文章で載せる。詳しい内容については、参考資料4を微修正し、収容施設での健康管理の手順や、シェルターメディスンに基づく収容施設での健康管理などの項目と表を付けて4ページ半ぐらいの参考資料として掲載するイメージとし

ている。(編集委員)

▶ シェルターメディスンの記載についてはもう一回見直していただいた上で参考資料として後ろに載せることとする。(座長)

# 【4. 動物救護施設の活用に関する注意点の記載内容について】

- ▶ 4. (1)新たな動物救護施設を設置する際の注意点について、ここでの記載内容が 新たな施設だけの問題ではないという意見があるがどうか。運営資金や人手の確保の 部分は既存の施設を利用する場合にも関係してくる問題。見出しの「新たな」という 言葉を取ってしまうのはどうか。(座長)
- ▶ 「設置する」という言葉が残っていれば、設置の際の問題という意味は分かるので、 「新たな」は消してもいいと思う。(編集委員)
- ▶ 「救護施設の活用に関する注意点」ではどうか。(編集委員)
- ▶ 4. は、施設全体を指しており、(1)は新たな施設、(2)は全体の運営、(3)は全体の検討をしておくべきポイントというふうに分けているのだと思うが、(1)の中には、新たな施設だけではない部分も含まれている。ここの書き方としては、4.も、施設ごとに課題をまとめてしまうという手もある。あるいは、4.をばらして2.動物救護施設の検討の中で施設ごとにまとめて課題として入れてしまうなどしてはどうか。(座長)
- ▶ 2. (3)がハード面の話で、4.以降がソフト面の話をしているのであれば、2. (4)として後ろに入れてはどうか。ただし、運営資金や人手の確保の部分は既存の施設を利用する場合にも関係してくる問題としても出てくるため整理が必要。新設に関わるのは、場所の確保と資材のところ、運営資金の規模が大きくなるというところで、あとは既存、新設に関わらず共通。(編集委員)
- ➤ それだけは新たな施設に特化してもらい、あとは動物救護施設の活用か利用に関する 注意点として、課題として入れておく整理をする。(座長)
- ▶ 4. (2) のその他はここで記載する必要があるか。やむを得ず安楽殺処置をした場合の、社会的な批判が生じる可能性が書いてあるが、それに対する対応等についての記載がない。(環境省)
- ➤ 安楽死は獣医療なので、その辺の判断は獣医師でいいと思う。その基準というのも、 獣医療としてちゃんとルールをつくってやればいい、ということが言えればいいと思 う。(編集委員)
- これは、シェルターメディスンの中に記載されるものか。(座長)
- ▶ 入れている。(編集委員)
- ▶ では、シェルターメディスンの中に記載に入れていただくこととする。(座長)

- ▶ 4. (3)検討しておくべきポイントについて、飼い主と連絡が取れなくなる場合に備え、譲渡のための所有権放棄の書類に、あらかじめ署名・押印をもらう対応は一般的にもされていることか。(環境省)
- ➤ ここでの、飼い主に書かせる一時預かりの書類は、一時預かり期間終了の連絡をこちらからし、決められた期間内に引き取りに来なかった場合は所有権放棄したものと見なし、こちらのほうで預かっていたペットの処遇を何とかしますよ、という主旨だと思う。譲渡申請書をはなから書かせるということではない。ここは一時預かり契約書の話にも係る部分なので、書きぶりを修正して、分かりやすくした方がいい。(編集委員)

# (2) 目次について

<資料>

資料2 目次(案)

- ▶ これまでの議論で4. がなくなるなど全体構成が大きく変わった。それに合わせて目次をもう一度つくり直していただきたい。(座長)
- ▶ 2. (4) 以降に、4. の内容に入れ込む修正等を行う。(環境省)

# (3) タイトルについて

- ▶ 第2回編集委員会で挙がった『動物の施設管理の手引き』や『動物保護施設管理の手引き』辺りがいいと考えているがどうか。また、本文中では「被災ペット」に表現を統一しているので、「動物」は「被災ペット」としてはどうか。(環境省)
- ▶ ガイドラインに合わせて「動物救護施設」に文中の表現を統一したのがタイトルはどうか。(座長)
- ▶ 今回の手引きでは、施設管理よりも運営が主になるのではないか。(事務局)
- ▶ 『被災ペット救護施設の運営の手引き』ではどうか。(座長)
- ▶ 『被災ペット救護施設の運営手引き』ではどうか。(編集委員)
- ▶ 「動物」と言うとややこしいので、「被災ペット」として、『被災ペット救護施設・運営の手引き』ではどうか。「運営の手引き」とすれば、施設を造れとか設置しろと言われているわけでもないし、運営の仕方について書いてあることが分かる。そして、あくまでもガイドラインを補完するもの、という前宣伝があれば、自治体の人にも理解されるのではないか。(編集委員)
- ▶ 「管理運営の手引き」ではどうか。(編集委員)
- ▶ 「運営」の中に「管理」は含まれると考えられるので短い方がいい。(編集委員)
- ▶ 運営の中に管理が入っているのであれば「管理」はなくてもいい。(編集委員)

- ▶ では、「管理」を抜いて『被災ペット救護施設運営の手引き』ではどうか。(座長)
- ▶ 異議なし。(委員一同)

# (4) その他

# 【事例について】

- ▶ 掲載事例について、文言の修正や写真の使用確認を取らせていただきたい。(編集委員)
- ▶ まだ修正可能ですのでお願いしたい。(事務局)

# 【全体を通じて】

- ▶ 文中に「迅急」という言葉があり、何となく字面で意味は分かるが「迅急」という表現は一般的に使われるものか。(編集委員)
- ▶ 表現は、なるべくわかりやすく一般的な言葉がいいのではないか。(編集委員)
- ▶ 全体の文言については、今回の意見を受けた修正案ができた時点で、細かい訂正・修正をまたお願いしたい。(座長)

# 【第2回編集委員会議事概要案について】

# <資料>

参考資料 5 「シェルター運営の手引き(仮称)」の作成に係る第 2 回編集委員会議事概要

- 事務局より編集委員に対して、第2回編集委員会議事概要の内容確認を依頼した。
- ▶ 委員一同了解。

## 【シェルターメディスンに関する資料の掲載場所について】

- ▶ シェルターメディスン関係の資料は、参考資料として記載することでいいか。(環境省)
- ▶ 本文ではなく、参考資料の最後に付けてほしい。(編集委員)

# 【今後のスケジュール等について】

- ▶ 最後の修正等については、私と環境省、事務局で協議をさせていただき、作業を進め させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。(座長)
- ▶ 異議なし。(委員一同)
- ▶ 2月下旬までに、ご指摘いただいた修正と、シェルターメディスンに関する資料を頂き、仮最終版として再度皆さまご確認いただきたい。内容をご確認いただいた後、3月18日は最終原稿を印刷入稿できればと思っています。3月下旬には、『被災ペット

救護施設運営の手引き』を発行し、各自治体に送付させていただくとともに、環境省ホームページに全3回の議事概要及び資料を掲載したいと考えています。また、掲載されましたらご連絡させていただきます。(環境省)

以上